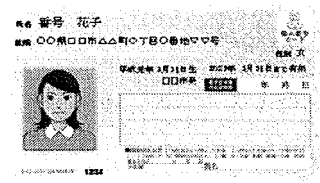
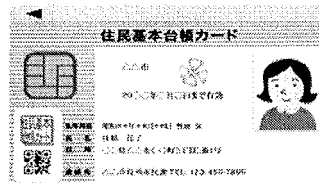
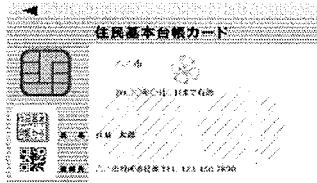


郵便等による転出届出書(市内転居には使用できません。)

住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は①から、それ以外の方は②から確認いただき、必要事項をご記入ください。

【住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方】※有効期限内に限る



【住民基本台帳カード(写真なし)】

【住民基本台帳カード(写真あり)】

【マイナンバーカード】

①

住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方で次の項目すべてに☑が付いた方は、転出・転入の特例を受けることができます。なお、異動日から14日以内の転入手続きが行えない場合、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)が失効してしまいますので、ご注意ください。

- 異動日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に転入の手続きができる。
- 転入手続きに住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)を持参できる。
- マイナンバーカードの暗証番号(4桁)がわかる。

転出・転入の特例を受ける場合は、紙の転出証明書は発行されませんので、返信用の封筒は不要です。この届出が柏市に届き、手続きが完了すると、新住所地で転入手続きをしていただくことが可能になります。また、予定が変わり、異動日から14日以内に転入手続きが行えない場合は紙の転出証明書が必要となる場合があります。その際は、改めてご請求ください。

※本庁舎の時間外、土日祝日および支所等でお手続きを希望される場合は、特例による転入手続きが行えるか、予め新住所地にお問い合わせください。

②	届出日 (この用紙の郵送日)	年 月 日	③	転出の予定年月日 (又は新住所に住み始めた日)	年 月 日
④	届出人の氏名	印	⑤	引越す人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 旧住所の世帯主・世帯員 <input type="checkbox"/> 代理人() ※代理人の場合は、委任状等が必要です。
⑥	届出人の住所	<input type="checkbox"/> 旧住所に同じ <input type="checkbox"/> その他()			
⑦	連絡先 (電話番号)	本人による届出ではない場合は、ご本人の連絡先もご記入ください。			
※確認したい事項がある場合に連絡しますので、平日午前8時30分～午後5時15分の間に連絡の取れる電話番号をご記入ください。					
⑧	新住所				
⑨	旧住所 (柏市での住所)	柏市			
⑩	異動者 (引越す方)	氏 名	生 年 月 日		カードの有無
			明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日		有・無
			明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日		有・無
			明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日		有・無
			明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日		有・無

※その他必要書類等、裏面をご確認ください。

■ 郵便等による転出届について

転出届を郵便等でされる方は、次の書類を柏市役所市民課へ送付してください。こちらから転出証明書を返送します。転出・転入の特例を受ける方は、こちらからの送付物はありませんので、柏市での処理が完了の頃、カードを持参の上、転入地市区町村にてお手続きください。

【郵便等による転出届の必要書類】

A 裏面の「郵便等による転出届出書」

B 届出人の本人確認書類のコピー 次の表のうち、(A)1点or(B)2点or(B)1点+(C)1点のコピーを添付してください。

1点でよいもの(A)	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)、 マイナンバーカード(個人番号カード)その他、特別永住者証明書、在留カード、 運転経歴証明書、身体障害者手帳、宅地建物取引主任者証、 気工事士免状等官公署発行の免許証若しくは資格証明書
2点必要なもの(B)	Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類の他、 地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、 健康保険の被保険者証、各種年金証書等
2点必要なもの(C)	預金通帳、社員証、学生証、診察券、キャッシュカード等

C 返信用封筒(転出届の特例を受ける方は必要ありません)

必要な切手を貼り付け、新住所若しくは旧住所及び氏名(異動者が複数の場合はその代表者)を記載してください。

D 代理人の場合、委任状等代理権を証明する書類

- ・法定代理人(親権者や成年後見人等)の場合は、戸籍謄本等の写しや登記事項証明書が必要になります。
※親権者による手続きで、柏市が本籍地の方は除く
- ・任意代理人の場合は、委任状が必要です。

※転出証明書は、原則、異動者(引っ越す方)本人の旧住所若しくは新住所にご本人宛てに送付します。
やむを得ず、ご本人の住所以外への送付をご希望の場合は、ご相談ください。

(送付及び問い合わせ先)

〒277-8505

千葉県柏市柏5丁目10番1号

柏市役所 市民課 (電話番号)04-7167-1128